

Web

ウェブ
みやぎ

第33号

2016.12月号

Webみやぎ(第33号)

発行所/建設連合 宮城県建設組合
〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目5番22号
宮城県管工事会館2F
TEL.022-264-4221 FAX.022-265-9460

特定健診・特定保健指導を受けましょう

特定健診・特定保健指導について

建設連合国民健康保険組合などの医療保険者には、40歳から74歳の被保険者を対象にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群、以下メタボ)の予防と改善を目的とした「特定健診・特定保健指導」を実施することが、国から義務づけられています。

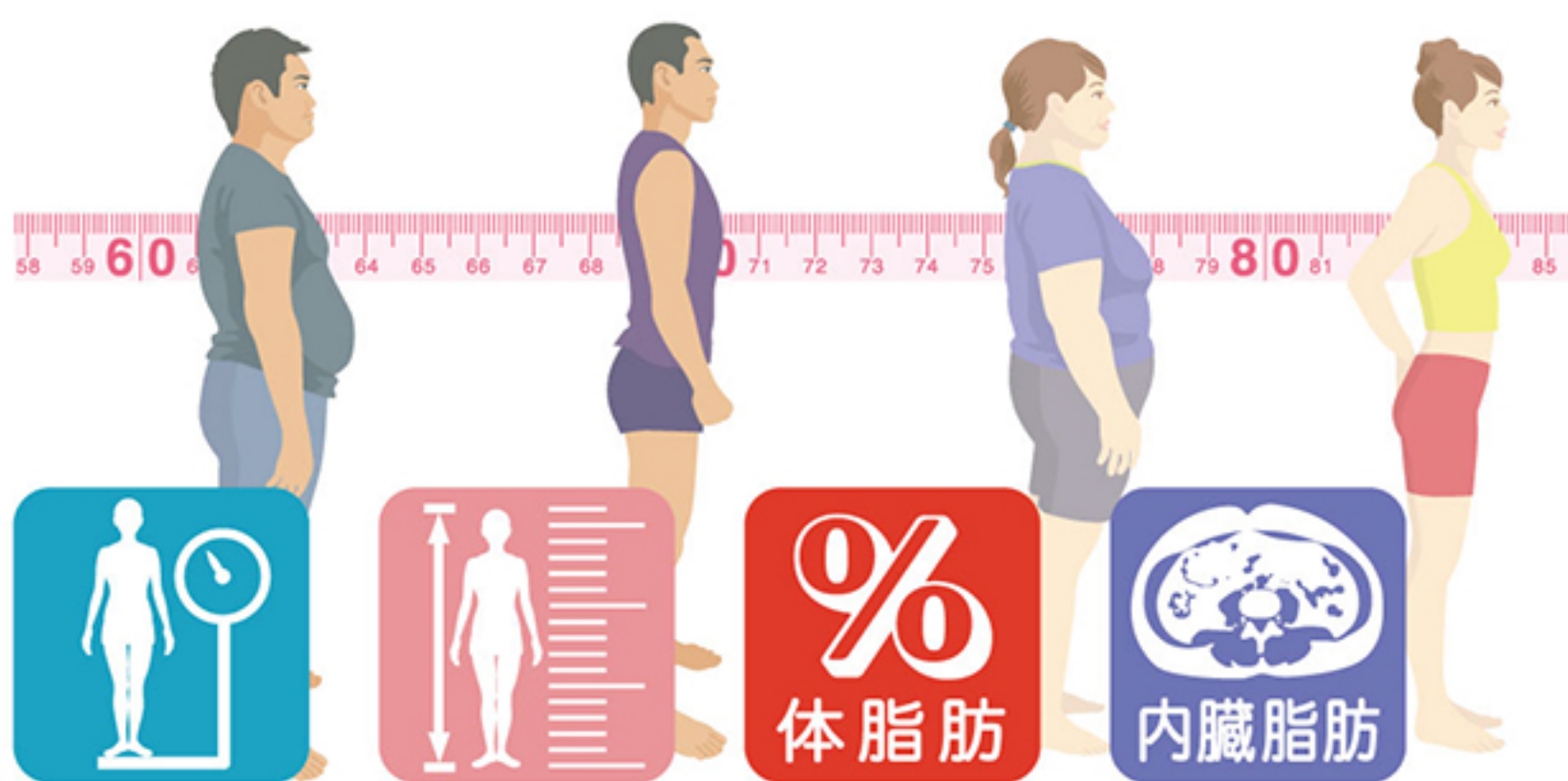
宮城県支部でも年4回、せんだい総合健診クリニックにおいて日曜日に集団健診を実施しております。今年度まだ受診されていない方は、平成29年1月22日(今年度最後)の集団健診を実施しますので、ぜひご参加ください。



尚、もうすでに集団健診を受診された方で健診結果により生活習慣の見直しが必要な方には、せんだい総

合健診クリニックより「特定保健指導のご案内」が届いていると思います。

お手元に届いている方は、放っておくと生活習慣病の発生につながり、



動脈硬化を進行させ命に関わる病気(心筋梗塞や脳梗塞など)になるリスクが高くなる恐れがあります。

食生活や運動など個人個人に合った指導を受けられる絶好の機会となり、普通に受ければ特定保健指導は最大で4万円程度の費用がかかりますが、当国保組合が全額負担するため「無料」で受ける事ができます。

特定健診・特定保健指導を受ける人が少ないと、国から後期高齢者支援金の加算というペナルティもあり、当国保組合の財政悪化、保険料の値上げへとつながる恐れもあります。

特定保健指導は平日の受診となりお忙しいとは思いますが、ぜひ受診していただきメタボを改善、そして健康な生活を手に入れましょう!

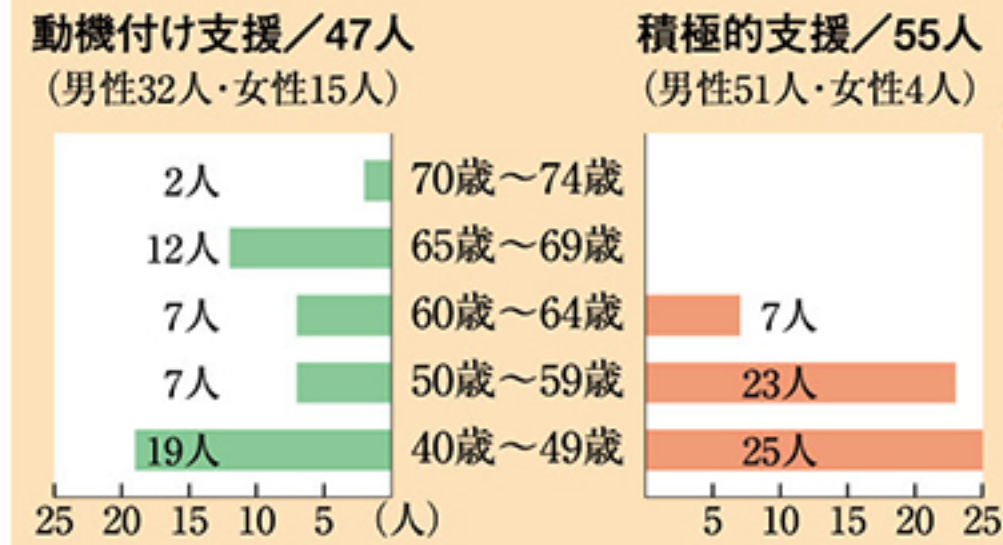
宮城県支部の特定健診と保健指導の状況

平成27年度の建設連合国保組合(全体)の特定健診の受診率は、44・8%でした。宮城県支部は、50・9%で建設連合国保組合(全体)の受診率より上回っています。

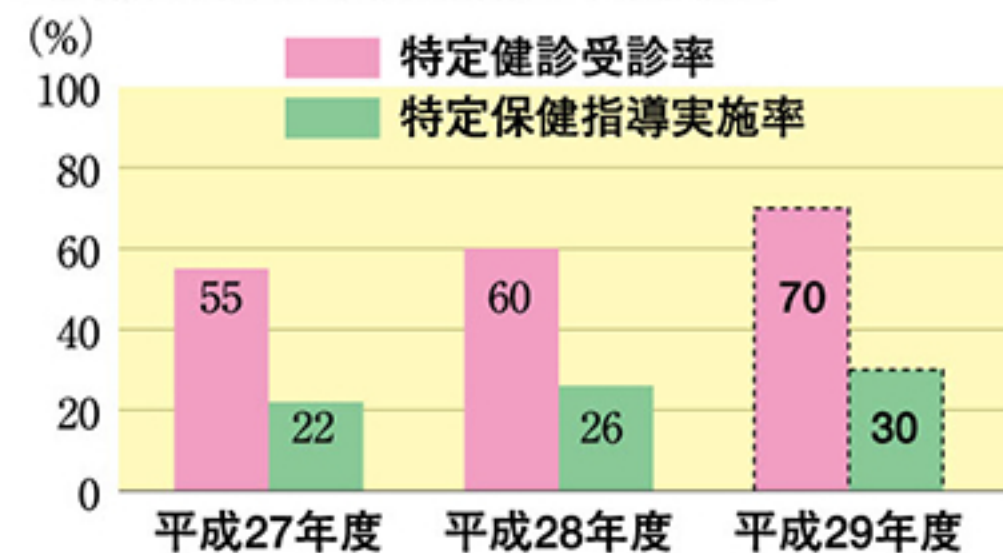
特定保健指導の実施率は、全体で17・8%でしたが、宮城県支部は残念ながら実施者はいませんでした。

■平成27年度 特定健診、特定保健指導の結果(速報)

	対象者数	特定健診受診者 (受診率%)	特定保健指導 対象者	実施者数 (実施率%)
建設連合国保組合 (全体)	83,164人	37,217人 (44.80%)	7,547人	1,343人 (17.80%)
宮城県支部	966人	492人 (50.90%)	102人	0人 (0%)



■建設連合国民健康保険組合の目標値



(特定保健指導の費用は無料です)

宮城県支部の特定健診受診者のうち、約9人に1人の割合で特定保健指導対象者になっています。特定保健指導は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した生活習慣病予防のため、保健師や管理栄養士等の専門スタッフが対象者お一人お一人の身体状況にあわせた生活習慣を見直すためのサポートをするものです。

生活習慣病は国民医療費の約3割を占め、死亡割合では約6割を占めています。生活習慣病予備群のメタボリックシンドロームは、自覚症状がないため健診後放置されがちですが、生涯にわたって生活の質の維持・向上のために、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病になる前に、しっかりと発症予防の取り組みを行いましょう。

雇用保険の適用拡大について



事業主の皆様へ (従業員の皆様へもお知らせください)

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。(平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」となっている場合を除き適用除外です。)

- 例1** ◎平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。
- 例2** ◎平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。
平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。
- 例3** ◎平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。

馬場 亨 とある 法律事務所

法律豆知識

弁護士 馬場 亨

今回のテーマは

『遺産分割と生前贈与』について

Aが子ども甲、乙、丙3人を残して亡くなった。遺産が3000万円あるとする。ところが、子どもの内、長女甲は結婚するときにAから300万円を資金としてもらっていた(特別受益)。

この場合、甲、乙、丙は、遺産を



どのようにわけるか。

民法903条1項は、このような場合、甲がAの生前にもらった300万円を3000万円に足して(これを、「持ち戻し」という)、3300万円として、各人法定相続分で割り、甲の具体的相続分は1100万円から300万円を引いて、800万円となり、これを甲は受け取るように規定している。乙、丙は1100万円ずつを受け取ることになる。ところで、民法903条3項では、Aが持ち戻し免除の意思表示をしている時は、遺留分の規定に反しない限り、このような計算をしなくてよいとされている。甲は遺産3000万円から1000万円をもらえることになる。

では、Aはどのようにして、持ち戻し免除の意思表示をすればいいの

か。生前贈与の場合は、明示でも黙示でもいいし、生前行為でもいいし、遺言でもいいと解されている。

しかし、遺言で遺贈されている場合はどうか。特別受益持ち戻し免除が遺言に書かれている必要があるというのが通説である。しかし、遺言に書かれていなくても、Aの意思表示があったことが証明されればよいという解釈もある(遺言不要説)。

大阪高裁の平成25年7月26日の判決は、どちらの説に立つかは明瞭でないが、具体的事例に対する判断としては、「持ち戻し免除」は認められないとした(判例時報2208号、60頁参照)。

『代襲相続』について

ABの夫婦がおり、子甲乙がおり、Aには兄弟がおり、父母も健在という場合、Aが死亡した。この場合、相続人は子甲乙(民法887条1項)と妻B(民法890条)となる。

この場合、妻の法定相続分は2分の1で子の法定相続分は2分の1である。子同士は平等であるから、甲乙4分の1ずつとなる。

ABに子が無ければ、妻Bと父母が相続人となる(民法889条1項1号)。父母も死亡していれば、妻BとAの兄弟姉妹が相続人となる(民

法889条1項2号)。

では、子甲は死亡しており、甲の子丙、すなわち、Aの孫丙がいるという場合はどうなるか。

この場合は、丙が甲の代襲相続人として相続人となる(民法887条2項)。

甲が死亡ではなく、相続欠格者であったり、廃除されたりした場合も丙は代襲相続をする(民法887条2項)。代襲相続というのは、相続人の権利を承継するのではなく、代襲相続人の固有の地位に基づく権利であると考えられている。だが、親が相続人であった時の事情には遺産分割にあたって拘束されると考えられる。

しかし、生きていれば本来は相続人であったはずの者が子が代襲相続権を得るのであって、相続人としての地位が初めからなかったこととなる場合は代襲しない。子の甲が相続放棄をした場合(民法939条)、その子丙は代襲しない。

馬場 亨 法律事務所

弁護士 馬場 亨

電話 0222(266)3976
FAX 0222(266)3916

仙台市青葉区一番町2丁目10番26号 1103号室

宮城県支部からの お知らせ

**年度末まで残り僅かです！
契約保養施設のご利用は
お早目に**

建設連合国民健康保険組合では、平成28年度～29年度版の契約保養施設ガイドを組合員の各家庭へ昨年配布しました。

このガイドブックには、約700施設の旅館、ホテル、民宿、ペンション、国民宿舎、オートキャンプ場等の全国にある契約保養所が利用できます。冬休みの家族揃っての旅行や健康増進にお役立て下さい。

利用対象者

※建設連合国民健康保険組合の被保険者（組合員と家族）ただし、施設ご利用日に組合員の資格のない方は補助の対象となりません。

補助額

お一人1泊4、000円までの実費

利用限度

お一人年度内2泊まで

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

※ご利用方法及び申請手続きは契約保養施設ガイドをご覧ください。宮城県支部へご連絡をお願いします。

建設連合・東北地区労働保険 振興会からの お知らせ

労災保険にご加入の会員の皆様へ

集団健康診断のご案内

当振興会では建設連合国民健康保険組合宮城県支部の行っている集団健康診断を多くの会員の皆様に受診して頂けるよう健診機関と話し合い、下記の日程で行う事になりました。ご希望の方には健診内容など詳しい資料と申込書をお送りします。当振興会までご連絡ください。

電話 022-264-4221
FAX 022-265-1946

建設連合・宮城県建設組合の ホームページ アドレスのお知らせ



新しいアドレスは
<http://miyagi-kensetu.bfweb.jp/>

ちょっとした確認やご紹介者へ
当組合の案内などに
ぜひご利用下さい。



PC版
QRコード



携帯版のQRコードもご利用下さい。

平日はお忙しく健康診断を受けることが出来ないという方は、ぜひこの機会に受診されるようご案内申し上げます。

《集団健康診断 日程》※要予約

日時：平成29年1月22日(日曜日)
午前8時から予定しています。
会場：せんだい総合健診クリニック
仙台市青葉区一番町一丁目9-1
仙台トラストタワー4階
募集人員：200名 ※定員になりしだい締切ります。

【健診内容】
「生活習慣病予防健康診断」

【健診費用】
お一人 10,500円(基本項目)

■保険料(組合費含む)は期日までに

保険料(組合費含む)は毎月10日までに納入
することに
なっています。
納入が
確認できな
いときは、
保険給付や
保険事業による補助を受けられない
場合があります。

■国保保険料領収証明書発行について

国保保険料領収証明書は来年1月中旬から2月上旬にかけて発送します。組合費の領収書も必要な方はご連絡ください。

■冬季休業のお知らせ

左記の期間冬季休業とします。
平成28年12月28日(水曜日)午後3時から平成29年1月4日(水曜日)まで
平成29年1月5日から通常業務となります。

●各種申請やご不明な点があれば、支部へご連絡ください。営業時間は平日午前9時から午後5時までです。

建設連合国民健康保険組合に加入できる資格は、個人事業主、又は個人事業主の事業所に勤務する従業員数が五人未満の従業員です。従って、法人に勤務する従業員は加入できません。